

職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年三月二十四日

徳島県人事委員会委員長

森

俊

明

職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則

職員の退職管理に関する規則（規則八 一〇）の一部を次のように改正する。

第十四条第五号中「二種」を「一種、二種」に改める。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。